

はしがき

民法における相続法制の見直しは、昭和55年（1980年）に改正されて以来、30年以上実質的に行われていませんでした。この間、家族のあり方や遺産の分割に関する国民の意識に変化が見られるとの意見が強くあります。

特に、高齢化社会の進展により、片方の配偶者が死亡した場合に、他方の配偶者が高齢者である事例が増加することとなり、残された他方の配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているものと考えられます。

法定相続分については、婚姻期間が長期にわたる場合に、配偶者の相続分を増加させてはどうかとの意見があります。また、現行の遺留分制度のもとでの遺留分減殺請求が事業承継の阻害要因になっているとか、新たな紛争を発生させているとの指摘もあります。

遺言制度についても検討が必要とされています。公正証書遺言の普及を図ろうとする一方で、自筆証書遺言の検認件数が増加している事実があり、その需要に制度面でも対応すべきとの要望もありますし、遺言執行者の権限や任務を明確化し、遺言の執行が適切に行われるための法整備も必要となります。

さらに、少子化社会の進展は、家庭における介護等

のあり方も変容させています。介護の社会化が求められているものの、相続人以外の者が被相続人の療養看護を行う事例も多くありますが、相続が開始した際には、相続人以外の者への寄与分は現実的には認められない状態となっています。

これらの社会情勢の変化や新たな要望等を踏まえ、法制審議会民法（相続関係）部会は、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という）をとりまとめ、平成28年7月12日に公表しました。また、その中間試案の内容を詳細に説明したものとして、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（以下「補足説明」という）も同時に公表されています。

相続法制は国民生活一般に深く関わるものであり、その相続法制の見直しについては多くの国民の関心があるものと思われます。

本書は、これらの中間試案と補足説明の内容を、できるだけ平易にコンパクトに解説しようとしたものです。民法に関心のある方たちにとって、本書が中間試案の理解に資するものとなれば幸いです。

2016年10月

上西 左大信

第1章 民法（相続関係）の見直しの経緯

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 民法（相続関係）見直しの基因 | 8 |
| 2 | 最高裁の決定 | 9 |
| 3 | 民法（相続法制）の見直しの動き | 13 |
| 4 | 相続法制検討ワーキングチーム報告書 | 17 |
| 5 | 民法相続編の改正の経緯 | 19 |
| 6 | 法制審議会－民法（相続関係）部会の設置 | 21 |
| 7 | 相続法制の見直しにおける基本的な視点 | 23 |

第2章 配偶者の居住権を保護するための方策(1) —短期居住権—

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 短期居住権と長期居住権 | 26 |
| 2 | 短期居住権の見直しの要点 | 27 |
| 3 | 遺言等がなく遺産分割が行われる場合の規律
..... | 28 |
| 4 | 遺言等により配偶者以外の者が無償で配偶者
の居住建物を取得した場合の特則 | 39 |
| 5 | 税理士業務への影響 | 41 |

第3章 配偶者の居住権を保護するための方策(2) —長期居住権—

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 長期居住権の意義と法的性質 | 42 |
| 2 | 見直しの要点 | 44 |

目次

3	見直しの必要性	44
4	見直しの趣旨及び内容	46
5	長期居住権の成立要件	49
6	長期居住権の効力	54
7	長期居住権の消滅	60
8	長期居住権の評価	64
9	長期居住権の税務に与える影響	71
10	長期居住権の活用方法	75

第4章

遺産分割に関する見直し(1)

—配偶者相続分の見直し—

1	配偶者の相続分の見直し	76
2	甲 案	79
3	乙 案	83

第5章

遺産分割に関する見直し(2)

—可分債権の遺産分割における取扱い—

1	民法の規定等	88
2	実際の実務とその問題点	91
3	見直しの要点と必要性	95
4	甲 案	96
5	乙 案	100

第6章**遺産分割に関する見直し (3)**

—一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等—

- 1 見直しの要点と必要性 ……………102
- 2 一部分割の要件及び残余の遺産分割における
規律の明確化 ……………103
- 3 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が
含まれる場合の特則 ……………105

第7章**遺言制度に関する見直し (1)**

—自筆証書遺言の方式緩和—

- 1 見直しの要点と必要性 ……………107
- 2 自書を要求する範囲 ……………112
- 3 加除訂正の方式 ……………117

第8章**遺言制度に関する見直し (2)**

—遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し—

- 1 権利の承継に関する規律 ……………118
- 2 義務の承継に関する規律 ……………121
- 3 遺贈の担保責任 ……………124

第9章 遺言制度に関する見直し(3)
—自筆証書遺言の保管制度の創設—

- 1 見直しの要点及び必要性 ……………126
- 2 保管制度の創設 ……………129

第10章 遺言執行者の権限の明確化等

- 1 遺言執行者の一般的な権限等 ……………134
- 2 遺言執行者の職務と権限 ……………136
- 3 民法1013条の見直し ……………137
- 4 個別の類型における権限の内容 ……………139
- 5 遺言執行者の復任権・選任・解任等 ……………142

第11章 遺留分制度に関する見直し(1)
—遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し—

- 1 見直しの要点及び必要性 ……………146
- 2 受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方 ……………149
- 3 現物返還の主張がされた場合には、現行法と同様の規律で物権的効果が生ずるという考え方 ……………152

第12章 遺留分制度に関する見直し(2) —遺留分の算定方法の見直し—

- 1 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律 …155
- 2 遺留分減殺の対象に関する規律 ……158
- 3 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律 ……160
- 4 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し ……162

第13章 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- 1 見直しの要点及び必要性 ……164
- 2 二つの方策 ……166

資料

民法(相続関係)等の改正に関する中間試案 ……170

- 本書においては、法令の条項番号について、かっこ内で下記のように省略しています。

〈例〉相続税法第24条第1項第3号

➡相続税法24①三

民法（相続関係）の 見直しの経緯

1 民法（相続関係）見直しの基因

民法（相続関係）の見直しの基因となったのは、**嫡出子・非嫡出子の相続分**に関する最高裁決定です。

まず、その内容を確認します。

次に、最高裁決定の結果、民法分野での対応的な改正が必要であるとの主張や国会での審議を紹介します。

三番目に、「相続法制検討ワーキングチーム報告書」について、その概要を確認します。

前置きが少し長くなりますが、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」を読み解く前に、「法制審議会民法（相続関係）部会」の設置に至った背景や経緯を説明する必要があると考えるからです。

2 最高裁の決定

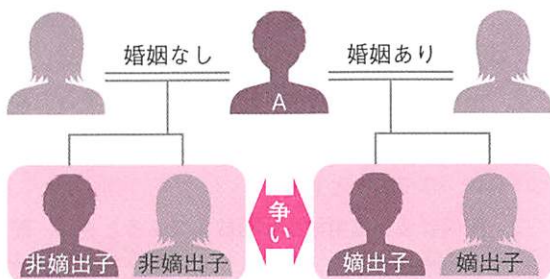
最高裁の大法廷は、平成25年9月4日に、遺産分割に関して争われていた事件(平成24年(ク)第984号、第985号 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件)について、決定を下しました。

(1) 事案の概要

この裁判は、**嫡出子の相続分と非嫡出子の相続分が同等であるか否かが争われた事件**です。

〔事案の概要〕

平成13年7月25日に死亡したAの遺産につき、「Aの嫡出子(その代襲相続人を含む)である申立人ら」が、「Aの嫡出でない子である相手方ら」に対して、遺産分割の審判を東京家庭裁判所に申し立てた事件です。



(2) 該当する規定

ここで、該当する条項を確認しておきましょう。

裁判で論点となったのは、民法900条4号のただし書前段の規定（下線を付した箇所）が、日本国憲法14条1項の規定に違反するか否かです。

〔日本国憲法〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 〔略〕

〔民法〕(改正前)

(法定相続分)

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

分は、4分の1とする。

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

(3) 裁判の結果

① 家庭裁判所の判断

遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属しますので（家事事件手続法 191 ①）、家庭裁判所が第一審となります。その第一審（東京家裁平 24.3.26 審判）では、非嫡出子の法定相続分が嫡出子の法定相続分の2分の1とされている民法 900 条 4 号ただし書前段の規定は、その立法理由に合理的な根拠がある等として、同規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法 14 条 1 項に反するものとはいえないとして、相手方ら（非嫡出子）の主張を斥けました。納得をしなかった相手方らは、東京高裁に抗告しました。

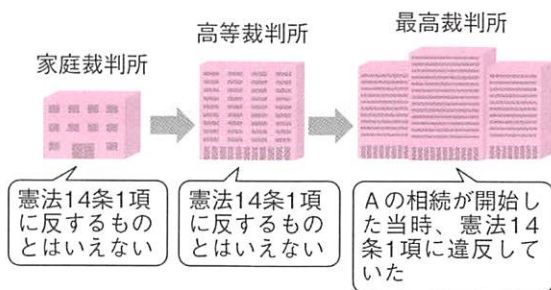
② 高等裁判所の判断

次の抗告審（東京高裁平 24.6.22 決定）においても、

民法 900 条 4 号ただし書前段の規定は、その立法理由に合理的な根拠がある等として、同規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法 14 条 1 項に反するものとはいえないとして、原告ら（相手方ら：非嫡出子）の主張を斥け、被告ら（申立人ら：嫡出子）の主張を認めました。原告らは、さらに最高裁に特別抗告をしました。

③ 最高裁判所の判断

特別抗告審（最高裁平 25.9.4 決定）では、民法 900 条 4 号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分は、遅くとも A の相続が開始した平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものであるとし、裁判官全員一致の意見で、原決定を破棄し、さらに審理を尽くさせるため、原審に差し戻しました。



【著者略歴】

上西 左大信（うえにし・さだいじん）

1957年大阪市生まれ

1980年京都大学経済学部卒業

上西左大信税理士事務所所長、税理士、米国公認会計士

日本税理士会連合会・調査研究部部長、同・税制審議会専門委員、政府税制調査会特別委員、法制審議会民法（相続関係）部会委員（以上、現任）、事業承継協議会・相続関連事業承継法制等検討委員会委員、政府税制調査会・専門家委員会特別委員、税理士試験（第61回・第62回・第63回）試験委員、中小企業政策審議会臨時委員などを歴任

大事なことだけ最速で押さえる！
改正民法〈相続関係〉超要点整理

平成28年10月20日 初版発行



日本法令®

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<http://www.horei.co.jp/>

著者	上西左大信
発行者	青木健次
編集者	鈴木潔
印刷所	日本ハイコム
製本所	国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <http://www.horei.co.jp/shop>

(お詫びと訂正) <http://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

- ・ 乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。
- ・ ㊟(日本複製権センター委託出版物) 本書の全部または一部を無断で複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© S. Uenishi 2016. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72509-2